## 議案第52号

## 大阪市公園条例の一部を改正する条例案

大阪市公園条例(昭和52年大阪市条例第29号)の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げ る規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定 (以下「対象規定」という。)をこれに対応する改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄 に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものを加える。

改正後	改正前
-----	-----

(行為の禁止)

### 第3条 「略]

2 代行公園(別表第1に掲げる都市公園の うち、法第5条第1項の許可を受けた者が 設置し又は管理する公園施設、法第5条の 10の規定により別に管理の方法を定められ た公園施設、別表第2に掲げる有料施設及 び他の条例の定めるところにより管理され る公園施設を除いた部分をいう。以下同 じ。) における前項の規定の適用について は、前項第2号、第5号及び第8号中「市 長」とあるのは「第18条の規定により代行 公園の管理を行うもの」とする。

(行為の制限等)

第4条 [略]

 $[2 \sim 6$  略]

7 大阪城野球場、大阪城弓道場、大阪城西 の丸庭園若しくは豊松庵(以下「大阪城野 球場等」という。)、長居陸上競技場、長居 第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、

第3条 [同左]

(行為の禁止)

2 代行公園(八幡屋公園、扇町公園、大阪 城公園、長居公園又は鶴見緑地のうち、法 第5条第1項の許可を受けた者が設置し又 は管理する公園施設、法第5条の10の規定 により別に管理の方法を定められた公園施 設、別表第1に掲げる有料施設及び他の条 例の定めるところにより管理される公園施 設を除いた部分をいう。以下同じ。) におけ る前項の規定の適用については、前項第2 号、第5号及び第8号中「市長」とあるの は「第18条の規定により代行公園の管理を 行うもの」とする。

(行為の制限等)

第4条 [同左]

[2~6 同左]

7 大阪城野球場、大阪城弓道場、大阪城西 の丸庭園若しくは豊松庵(以下「大阪城野 球場等」という。)、長居陸上競技場、長居 第2陸上競技場、長居球技場、長居運動場、 長居庭球場、長居相撲場若しくは長居植物園(以下「長居陸上競技場等」という。)、 靭庭球場若しくは靱テニスセンター(以下「靱庭球場等」という。)又は鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール(以下「鶴見緑地球技場等」という。)において第1項各号(第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、 第18条の規定により代行公園の管理を行う もの(以下「代行公園の指定管理者」とい う。)、同条の規定により大阪城野球場等の 管理を行うもの(以下「大阪城野球場等の 指定管理者」という。)、同条の規定により 長居陸上競技場等の管理を行うもの(以下 「長居陸上競技場等の指定管理者」とい う。)、同条の規定により靱庭球場等の管理 を行うもの(以下「靱庭球場等の指定管理 者」という。) 又は同条の規定により鶴見緑 地球技場等の管理を行うもの(以下「鶴見 緑地球技場等の指定管理者」という。)は、 前2項の規定により読み替えられた第1項 若しくは第3項の許可を取り消し、その効 力を停止し、若しくはその条件を変更し、 又は行為の中止若しくは原状回復を命ずる

長居庭球場、長居相撲場若しくは長居植物園(以下「長居陸上競技場等」という。)又は鶴見緑地球技場、鶴見緑地運動場、鶴見緑地庭球場、鶴見緑地馬場、鶴見緑地パークゴルフ場、咲くやこの花館、むらさき亭、陳列館ホール若しくは水の館ホール(以下「鶴見緑地球技場等」という。)において第1項各号(第7号を除く。)に掲げる行為をしようとする場合における同項から第5項までの規定の適用については、これらの規定中「市長」とあるのは「第18条の規定により当該有料施設の管理を行うもの」とする。

8 次の各号のいずれかに該当するときは、 第18条の規定により代行公園の管理を行う もの(以下「代行公園の指定管理者」とい う。)、同条の規定により大阪城野球場等の 管理を行うもの(以下「大阪城野球場等の 指定管理者」という。)、同条の規定により 長居陸上競技場等の管理を行うもの(以下 「長居陸上競技場等の指定管理者」とい う。) 又は同条の規定により鶴見緑地球技場 等の管理を行うもの(以下「鶴見緑地球技 場等の指定管理者」という。)は、前2項の 規定により読み替えられた第1項若しくは 第3項の許可を取り消し、その効力を停止 し、若しくはその条件を変更し、又は行為 の中止若しくは原状回復を命ずることがで きる。

ことができる。

「(1)~(3) 略]

9 前項の規定により同項に規定する必要な 措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を 完了したときは、速やかにその旨を代行公 園の指定管理者、大阪城野球場等の指定管 理者、長居陸上競技場等の指定管理者、靱 <u>庭球場等の指定管理者又は</u>鶴見緑地球技場 等の指定管理者に届け出なければならな い。

(有料施設)

- 第9条 有料施設の名称、位置、供用日及び 供用時間は、別表第2のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により代行施設(別表第3に掲げる有料施設をいう。以下同じ。)の管理を行うもの(以下「代行施設の指定管理者」という。)は、代行施設について、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による供用日又は供用時間を変更することができる。

「3·4 略]

(使用料)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若 しくは第3項若しくは第4条第1項若しく は第3項の許可又は第9条の6において準 用する第9条の2の許可を受けた者(以下 「使用者」という。)は、<u>別表第4</u>に定める 使用料を納付しなければならない。 「(1)~(3) 同左]

9 前項の規定により同項に規定する必要な 措置を命ぜられた者は、命ぜられた措置を 完了したときは、速やかにその旨を代行公 園の指定管理者、大阪城野球場等の指定管 理者、長居陸上競技場等の指定管理者又は 鶴見緑地球技場等の指定管理者に届け出な ければならない。

(有料施設)

- 第9条 有料施設の名称、位置、供用日及び供用時間は、別表第1のとおりとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、第18条の規定により代行施設(<u>別表第2</u>に掲げる有料施設をいう。以下同じ。)の管理を行うもの(以下「代行施設の指定管理者」という。)は、代行施設について、その設備の補修、点検若しくは整備、天災その他やむを得ない事由があるとき又は代行施設の効用を発揮するため必要があるときは、あらかじめ市長の承認を得て、同項の規定による供用日又は供用時間を変更することができる。

[3・4 同左]

(使用料)

第14条 法第5条第1項、法第6条第1項若 しくは第3項若しくは第4条第1項若しく は第3項の許可又は第9条の6において準 用する第9条の2の許可を受けた者(以下 「使用者」という。)は、<u>別表第3</u>に定める 使用料を納付しなければならない。 [2 略]

(利用料金)

- 第16条の2 市長は、代行公園の指定管理者 又は代行施設の指定管理者に第4条第6項 若しくは第7項の規定により読み替えられ た同条第1項若しくは第3項の許可に基づ く代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競 技場等、靱庭球場等若しくは鶴見緑地球技 場等の使用に係る料金又は代行施設及びそ の附属設備の使用に係る料金(以下これら を「利用料金」という。)を当該指定管理者 の収入として収受させるものとする。
- 2 第4条第6項若しくは第7項の規定によ り読み替えられた同条第1項若しくは第3 項の許可を受けて代行公園、大阪城野球場 等、長居陸上競技場等、靱庭球場等若しく は鶴見緑地球技場等を使用しようとする者 又は代行施設及びその附属設備を使用しよ うとする者は、代行公園の指定管理者又は 代行施設の指定管理者に利用料金を支払わ なければならない。
- 3 利用料金の額は、別表第5に掲げる金額 (代行施設の附属設備を使用する場合につ いては、市規則で定める種別に応じて市規 則で定める金額)の範囲内において、代行 公園の指定管理者又は代行施設の指定管理 者があらかじめ市長の承認を得て定める。 利用料金の額を変更しようとするときも、 同様とする。
- 4 次に掲げる利用料金は、代行施設の指定 4 [同左] 管理者が、あらかじめ市長の承認を得て定

[2 同左]

(利用料金)

- 第16条の2 市長は、代行公園の指定管理者 又は代行施設の指定管理者に第4条第6項 若しくは第7項の規定により読み替えられ た同条第1項若しくは第3項の許可に基づ く代行公園、大阪城野球場等、長居陸上競 技場等若しくは鶴見緑地球技場等の使用に 係る料金又は代行施設及びその附属設備の 使用に係る料金(以下これらを「利用料金」 という。)を当該指定管理者の収入として収 受させるものとする。
- 2 第4条第6項若しくは第7項の規定によ り読み替えられた同条第1項若しくは第3 項の許可を受けて代行公園、大阪城野球場 等、長居陸上競技場等若しくは鶴見緑地球 技場等を使用しようとする者又は代行施設 及びその附属設備を使用しようとする者 は、代行公園の指定管理者又は代行施設の 指定管理者に利用料金を支払わなければな らない。
- 3 利用料金の額は、別表第4に掲げる金額 (代行施設の附属設備を使用する場合につ いては、市規則で定める種別に応じて市規 則で定める金額)の範囲内において、代行 公園の指定管理者又は代行施設の指定管理 者があらかじめ市長の承認を得て定める。 利用料金の額を変更しようとするときも、 同様とする。

める。

(1) 代行施設を使用して行う競技大会等に 係る準備のための使用その他特殊な使用 で<u>別表第5</u> 2 代行施設の利用料金の 表に定める基準により難いと認めるとき の利用料金

「(2) 略]

[5~9 略]

(業務の範囲)

第25条 「略]

「2·3 略]

別表第1(第3条関係)

八幡屋公園

扇町公園

大阪城公園

長居公園

靱公園

鶴見緑地

別表第2~別表第4 [略]

別表第5 (第16条の2関係)

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上 競技場等<u>、靭庭球場等又は</u>鶴見緑地球技 場等を占用する場合の利用料金

[表略]

(1) 代行施設を使用して行う競技大会等に 係る準備のための使用その他特殊な使用 で<u>別表第4</u> 2 代行施設の利用料金の 表に定める基準により難いと認めるとき の利用料金

[(2) 同左]

[5~9 同左]

(業務の範囲)

第25条 「同左]

[2・3 同左]

4 前項各号に掲げるもののほか、大阪城野球場等の指定管理者、長居陸上競技場等の 指定管理者又は鶴見緑地球技場等の指定管理者は、第4条第7項の規定により読み替えられた同条第1項又は第3項の許可に関する業務を行うものとする。

[新設]

別表第1~別表第3 [同左]

別表第4 (第16条の2関係)

1 代行公園、大阪城野球場等、長居陸上 競技場等<u>又は</u>鶴見緑地球技場等を占用す る場合の利用料金

[表 同左]

[2 略]

[2 同左]

備考 表中の[ ]の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線 は注記である。

附則

# (施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。ただし、次項及び附則第3項の規定は、公布の 日から施行する。

### (準備行為)

- 2 靱公園(大阪市公園条例第3条第2項に規定する代行公園の部分に限る。)に係るこの条例による改正後の大阪市公園条例(以下「改正後の条例」という。)第16条の2第3項の規定による利用料金の額の決定及び改正後の条例第18条の指定並びにこれらに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、改正後の条例第16条の2第3項及び第5項、第18条から第23条まで並びに第24条前段の規定の例により行うことができる。
- 3 靱庭球場及び靱テニスセンターに係る改正後の条例第16条の2第3項の規定による利用料金の 額の決定及びこれに関し必要な手続その他の行為は、この条例の施行前においても、同項及び同 条第5項の規定の例により行うことができる。

### (経過措置)

4 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。 令和5年2月9日提出

大阪市長 松井一郎

## 説明

靭公園の一部の管理並びに靱庭球場及び靱テニスセンターにおける行為の許可等を指定管理者に
行わせるため、条例の一部を改正する必要があるので、この案を提出する次第である。